

平成18年職職－96 新旧対照表（平成21年職職－74関係）

改正後	現行
<p>職員に継続して長時間の超過勤務をさせた場合には「<u>超過勤務の縮減に関する指針について</u>」(平成21年2月27日職職－73職員福祉局長通知)に基づき、健康診断等を実施し、当該職員の健康状態の十分な把握に努めるとともに、異常が見られる場合には業務分担の見直しや応援態勢の強化等を行うことにより、健康を回復させるよう努めることとされており、これまで各省各庁において対応に努力されてきたところです。このたび民間企業においては、一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の導入等のための労働安全衛生法の改正が行われ、過重労働・メンタルヘルス対策の充実が図られることとなりました。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 その他</p> <p>平成18年4月1日以降、「<u>超過勤務の縮減に関する指針について</u>」(平成21年2月27日職員福祉局長通知)4(2)については、規則及び運用通知に定めるもののほか、本通知によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>職員に継続して長時間の超過勤務をさせた場合には「<u>超過勤務の縮減に関する指針について</u>」(平成11年1月20日職職－15職員局長通知)に基づき、健康診断等を実施し、当該職員の健康状態の十分な把握に努めるとともに、異常が見られる場合には業務分担の見直しや応援態勢の強化等を行うことにより、健康を回復させるよう努めることとされており、これまで各省各庁において対応に努力されてきたところです。このたび民間企業においては、一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の導入等のための労働安全衛生法の改正が行われ、過重労働・メンタルヘルス対策の充実が図られることとなりました。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 その他</p> <p>平成18年4月1日以降、「<u>超過勤務の縮減に関する指針について</u>」(平成11年1月20日職員局長通知)4(2)については、規則及び運用通知に定めるもののほか、本通知によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>